最終更新日:2016年7月1日

キクカワエンタープライズ　株式会社
代表取締役社長　菊川　厚
問合せ先:0596-21-2130
証券コード:6346
http://www.kikukawa.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値の継続的な向上に努めることを責務とし、株主に対する経営の透明性と効率性を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

★補充原則1－2－4(株主総会の議決権の電子行使、招集通知の英訳)
議決権電子行使につきましては今後検討をします。招集通知の英訳につきましても今後検討を進めますが、現時点におきましては、株主構成と実務的負担を鑑みて英訳はしておりません。

★原則4－8(独立社外取締役の有効な活用)
現時点におきましては、当社において独立社外取締役は存在しておりません。ガバナンス上この役割を補完できうる社外監査役に経営経験の豊富な人選を行っておりますが、現在、企業規模を鑑みて、本件の対応方針を協議しております。

★原則4－9(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
現時点におきましては、当社において独立社外取締役は存在しておりません。ガバナンス上この役割を補完できうる社外監査役に経営経験の豊富な人選を行っておりますが、現在、企業規模を鑑みて、本件の対応方針を協議しております。

★補充原則4－10－1(指名・報酬等への独立社外取締役の関与)
当社では、公開会社としての知見を持ちうるかとの観点も含め、取締役及び監査役については候補者を選定し、株主総会において選任して頂いております。報酬につきましても、株主総会において、総額の上限額を設定して頂いておりますので、その範囲内において業績の変動と職責に応じて、取締役会並びに監査役会で決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

★原則1－4(いわゆる政策保有株式)
政策保有に関する方針を「有価証券報告書」の株式の保有状況において、その保有のねらい・合理性について開示しております。

★原則1－7(関連当事者間の取引)
関連当事者間の取引の有無につきましては、有価証券報告書に「関連当事者情報」として、その有無と内容について記載をしております。関連当事者間で取引がある場合は、取締役会においてその適切性を承認し、有価証券報告書に明記をしております。

★原則3－1(情報開示の充実)
(1)経営計画につきましては、競合相手への情報提供になるデメリットも考慮した上で、決算時での開示あるいは、有価証券報告書(四半期報告書を含む)へ、公開できる範囲内で明確に記載しております。
(2)コーポレートガバナンスについての基本的な考え方につきましては、本報告書「Ⅰ－1」のとおりです。
(3)取締役に関する報酬につきましては、株主総会で承認を得た範囲内において経営者が立案し、取締役会により報酬を決定しております。
(4)経営陣幹部は部長職以上におきましては、取締役会で決定し、また取締役並びに監査役候補は取締役会並びに監査役会において、それぞれ決定しております。
(5)上記(4)についての説明におきましては、必要に応じて株主総会での議案上程時や、独立役員の開示などにて適切に行っております。

★補充原則4－1－1(取締役会:経営陣に対する委任の範囲の概要を開示)
取締役自身あるいは取締役会の責任及び権限につきましては、取締役職務規則によって明確に定められております。また取締役会におきましては、四半期毎の決算の確認や、株主総会に係わる事項など、重要な議題を絞り込んで設定すると共に、社外監査役を含む監査役会のメンバーにも同席を求め、闊達な議論を行っております。

★原則4－8(独立社外取締役の有効な活用)
「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の「原則4－8」をご参照下さい。

★原則4－9(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の「原則4－9」をご参照下さい。

★補充原則4－11－1(取締役の選任に関する方針・手続の開示)
取締役会は、取締役の選任時に、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を充分に考慮しており、株主総会における選任時に、その職歴を記載することにより、開示を行っております。

★補充原則4－11－2(取締役・監査役の兼任状況の毎年開示)
取締役並びに監査役全員は、その役割・職務を適切に果しており、現時点で他の上場会社にて役員は兼任しておりません。

★補充原則4－11－3(取締役会全体の実効性について分析・評価結果の概要を開示)
取締役会の開催状況は有価証券報告書に開示済であります。取締役会全体の評価は業績の推移に大きなポイントがあると認識しております。また、各人の担当内容に関する評価は、マネジメントレビューによって総括されております。

★補充原則4－14－2(取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示)
取締役・監査役の担当部門の知識は業務経験を経て養われております。着任後のスキル向上は、自己啓発並びに各種機関の研修会などの参加により果たしております。

★原則5－1(株主との建設的な対話に関する方針)
株主の皆様から対話(面談)の申し込みがあったときは、会計責任者(財務担当取締役)及び総務部が窓口になり対処し、その内容は取締役会に報告をしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
木戸　修	898,000	7.16
菊川　靖之	791,325	6.31
株式会社　百五銀行	577,000	4.60
菊川　博史	573,000	4.57
株式会社　平安コーポレーション	552,000	4.40
株式会社　SBI証券	533,000	4.25
株式会社　三菱東京UFJ銀行	519,640	4.14
株式会社　みずほ銀行 資産管理サービス信託銀行株式会社	401,890	3.20
菊川　厚	243,120	1.94
高柳 かおり	242,000	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	―――
親会社の有無 更新	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期 更新	3 月
業種 更新	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	7 名
定款上の取締役の任期 更新	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	3 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、監査役が必要に応じ、マネジメントレビュー結果及び社長直属の内部監査員20名（兼任）による内部監査結果を考慮し、会計監査を担当する有限責任監査法人トーマツとも随時、会議等を通じて相互連携を図りつつ、その業務を行っております。なお、常勤監査役倉井有子氏は、当社経理課長を務めた経歴を持ち、その豊富な経験と知見を有していることから監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断します。
(注)内部監査員は社内教育を経て社長より資格認定され、独立した立場で自部署以外の内部監査を実施します。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉木　幸一	他の会社の出身者													
澁谷　良輔	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉木　幸一		―――	同氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任しております。
澁谷　良輔	○	特別な利害関係はありません。	同氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、当社取締役会の決議をもって同氏を独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

制度の必要性は認識しておりますものの、現状では適正な報酬体系を慎重に検討してまいりたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書において、取締役・監査役別に総額開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成28年３月期において、取締役に支払った報酬の金額は、役員報酬103,040千円であります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外監査役に対する各種情報の伝達は、総務部で行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（取締役会）
取締役会は、当社の経営方針等に関する意思決定を行い、取締役の業務執行の状況を逐次監督しております。
（取締役会協議会）
取締役会協議会は、月１回の頻度で役員、必要に応じ各部門長も出席の上で開催され、業務執行に係わる事項全般に関して審議の上、事業運営の方向性を決定しております。
（監査役会）
監査役会は、監査役3名で構成され、独立役員１名を含む社外監査役を2名選任し、社外からの視点による監督機能の充実を図っております。
（会計監査）
会計監査については、有限責任監査法人トーマツに委嘱しておりますが、期末、第１四半期、第2四半期、第3四半期、期中において適宜監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は木村幸彦と松嶋康介であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他1名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社の、内部統制システムとしては、社外取締役は選任しておりませんが、各監査役は、監査役会の定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会ほか重要な会議への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行について独立した立場で監視ができる体制となっております。また、当社では、リスク管理について「内部統制マネジメントマニュアル」を定め、運用中であります。その中で、会社全体のリスクをより網羅的、統括的に検討が可能となるよう、「全社リスクと対応一覧」「マネジメントレビューチェックシート」「内部統制・全社統制チェックリスト」等により、内部統制の充実に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第362条4項6号に基づき、取締役の職務の遂行を法令及び定款に適合させ、会社全体の業務の適正さを確保するために、その体制並びにリスクを網羅的・総括的に管理する内部統制システムを確保することを目的とする。
なお、会社法に基づき上記目的を達成するために、以下の基本方針を定める。
(1)取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(5)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(6)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(7)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、警察や三重県企業防衛対策協議会などの外部専門機関と連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関係を遮断するとともに、社内においては当社の「倫理規範」の中で定めて周知徹底しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

